

Q&A 国民年金

～繰り上げ支給～

Q 老齢基礎年金は60歳からでも受け取ることができると聞きましたが、本当ですか？

A 支給開始年齢を繰り上げることはできますが、年金額は減額されてしまいます。

老齢基礎年金の支給開始年齢は65歳とされていますが、本人が希望すれば60歳から64歳の間でも年金を受けることが可能です。これを繰り上げ支給といいます。ただし、この場合の支給額は65歳から受けられる額より減額されてしまいます。

この繰り上げ支給の年金額ですが、支給開始年齢が若いほど低くなり、60歳の場合、65歳から受ける年金額の58%になり、この減額は生涯続くことになります。

例えば、満額の年金を受けられる人で計算すると、65歳からの年金額が804,200円(平成11年度)であるのに対し、60歳からの繰り上げでは466,400円となり、かなり減額されることになります。したがって、早くもらえるからといって、無計画に繰り上げ支給にするのはどうかと思います。老齢基礎年金は生涯受けるものですので、慎重に決めてください。

～繰り下げ支給～

Q 65歳になりましたが、まだ現役です。働けるうちは働こうと思い、支給を受けるのを先延ばしにしたいのですが、できますか？

A 支給を先に延ばすと、増額の年金を受けることができます。

65歳でもまだまだ元気で働いている人はたくさんいます。あなたのように「年金に頼るのはもう少し先でいい」と思っている方も少なくないでしょう。老齢基礎年金は本来65歳から支給されることになっていますが、それを66歳以降から繰り下げて受けることもできます。

この繰り下げ支給では、支給開始が遅くなる分、65歳から支給される年金額より増額された年金を受け取れることになります。繰り下げ支給の方法は、66歳を過ぎて自分が年金をもらいたいと思ったとき、裁定請求の申し出をすることになりますので、今は手続きをする必要はありません。支給率は年齢に応じて定められていて、次のようになっています。

繰り上げ支給	支給開始年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
	支給率	58%	65%	72%	80%	89%

繰り下げ支給	支給開始年齢	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳以降
	支給率	112%	126%	143%	164%	188%

城下町奉行だより

都留警察署情報発信コーナー

「お母さんをお願い！

家族を交通事故から守りましょう」

都留警察署管内(都留市・西桂町・道志村・秋山村)では、平成11年中に10人の方が交通事故で亡くなっており、内訳は、

- ・都留市内 8名
- ・西桂町内 1名
- ・道志村内 1名

で、都留市内における交通事故死亡事故が突出しています。

このため都留警察署では、交通事故を抑止するための緊急対策を強力に推進中ですが、家庭の中から悲惨な交通事故死者を絶対に出さないためには、家庭の中心であるお母さん方の協力が、ぜひ、必要です。

まず、お母さんが、家庭内で交通安全の根本を示し、身を守るための交通規範を家族の皆さんに教えてください。

家族を交通事故から

守るための6カ条！

①いつも明るく、思いやりのある家庭をつくりましょう。

(家庭内に嫌なことがあると運転に現れます。)

②交通安全について、毎日話し合いましょう。

(全国で毎日二、五〇〇人以上の人が、交通事故で死傷しています。)

③家族が出かけるときには「気をつけて」と声をかけましょう。

(交通事故の約半数は、自宅近くの慣れた道路で発生しています。)

④お年寄りの外出には、反射材をつけているかの確認をするなど、きめ細やかな気配りをしましょう。

(高齢者の夜間外出には、夜光反射材や明るい服装などを身につけさせましょう。)

⑤家族や来客の飲酒運転は、絶対にさせてはいけません。

(飲酒運転は、死亡事故率が5倍になります。)

⑥家族の皆さんに交通安全の模範を示しましょう。

(身を守るための交通規範を教えてください。)